

改正後	現行
<p>第 1 条～第 3 条 略</p> <p>(霞ヶ浦指定施設)</p> <p>第 4 条 条例第 2 条第 5 項の規則で定める施設は、別表第 2 に掲げるとおりとする。</p> <p>(汚染状態の測定等)</p> <p>第 4 条の 2 (削る)</p> <p>条例第 11 条の 2 の規定による報告は、排出される水の汚染状態が条例第 11 条に規定する排水基準を超えたことを知った後直ちに、水質測定結果報告書(様式第 1 号)に水質汚濁防止法施行規則(昭和 46 年／総理府／通商産業省／令第 2 号)第 9 条第 8 号に規定する水質測定記録表の写しを添付して行わなければならない。</p> <p>第 5 条 略</p> <p>(霞ヶ浦指定施設の設置等の届出)</p> <p>第 6 条 条例第 12 条及び第 13 条の規定による届出は、霞ヶ浦指定施設設置(使用)届出書(様式第 1 号の 2)によつてしなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(霞ヶ浦指定施設の構造等の変更の届出)</p> <p>第 7 条 条例第 14 条の規定による届出は、霞ヶ浦指定施設の構造等変更届出書(様式第 2 号)によつてしなければならない。</p> <p>第 8 条 略</p>	<p>第 1 条～第 3 条 略</p> <p>(指定施設)</p> <p>第 4 条 条例第 2 条第 5 項の規則で定める施設は、別表第 2 に掲げるとおりとする。</p> <p>(汚染状態の測定等)</p> <p>第 4 条の 2 <u>条例第 11 条の 2 前段の規則で定める者は、条例第 11 条に規定する排水基準の適用を受ける水を排出する者以外の者とする。</u></p> <p>2 <u>条例第 11 条の 2 後段の規定による報告は、排出される水の汚染状態が条例第 11 条に規定する排水基準を超えたことを知った後直ちに、水質測定結果報告書(様式第 1 号)に水質汚濁防止法施行規則(昭和 46 年／総理府／通商産業省／令第 2 号)第 9 条第 8 号に規定する水質測定記録表の写しを添付して行わなければならない。</u></p> <p>第 5 条 略</p> <p>(指定施設の設置等の届出)</p> <p>第 6 条 条例第 12 条及び第 13 条の規定による届出は、指定施設設置(使用)届出書(様式第 1 号の 2)によつてしなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(指定施設の構造等の変更の届出)</p> <p>第 7 条 条例第 14 条の規定による届出は、指定施設の構造等変更届出書(様式第 2 号)によつてしなければならない。</p> <p>第 8 条 略</p>

(氏名の変更等の届出)

第9条 条例第17条の規定による届出は、条例第12条第1号又は第2号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては氏名変更等届出書(様式第4号)によつて、霞ヶ浦指定施設の使用の廃止に係る場合にあつては霞ヶ浦指定施設使用廃止届出書(様式第5号)によつてしなければならない。

第10条 略

(条例第19条第1項の規則で定める量)

第10条の2 条例第19条第1項の規則で定める量は、1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートルとする。

(条例第19条第2項の規則で定める施設等)

第11条 条例第19条第2項(条例第19条の2第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規則で定める施設は、別表第2第9項及び第12項から第18項までに掲げる施設とする。

2 条例第19条第2項の規則で定める期間は、3年とする。

第12条 略

(排出水の汚染状態の測定等)

第13条 (削る)

条例第21条の規定による排出水の汚染状態の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

(1) 排出水の汚染状態の測定については、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排出基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示

(氏名の変更等の届出)

第9条 条例第17条の規定による届出は、条例第12条第1号又は第2号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては氏名変更等届出書(様式第4号)によつて、指定施設の使用の廃止に係る場合にあつては指定施設使用廃止届出書(様式第5号)によつてしなければならない。

第10条 略

(新設)

(条例第19条第2項の規則で定める施設等)

第11条 条例第19条第2項_____の規則で定める施設は、別表第2第9項及び第12項から第18項までに掲げる施設とする。

2 条例第19条第2項の規則で定める期間は、3年とする。

第12条 略

(排出水の汚染状態の測定等)

第13条 条例第21条の規則で定める者は、第5条に規定する排水基準の適用を受ける排出水を排出する者以外の者とする。

2 条例第21条の規定による排出水の汚染状態の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

(1) 排出水の汚染状態の測定については、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排出基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示

示第 64 号)及び知事が定める排出水の量の測定方法により、当該工場又は事業場の排水口において、窒素及びりんについて 1 月に 1 回(1 日当たりの平均的な排出水の量が 10 立方メートル以上 20 立方メートル未満の場合にあつては 6 月に 1 回、1 日当たりの平均的な排出水の量が 10 立方メートル未満の場合にあつては 1 年に 1 回)以上行うこと。

(2)～(4) 略

2 略

第 14 条 削除

(水質に関する基準)

第 15 条 条例第 21 条の 2 第 1 項の規則で定める水質に関する基準は、別表第 4 に掲げるとおりとする。

第 16 条～第 25 条 略

第 64 号)及び知事が定める排出水の量の測定方法により、当該工場又は事業場の排水口において、窒素及びりんについて 1 月に 1 回(1 日当たりの平均的な排出水の量が 10 立方メートル以上 20 立方メートル未満の場合にあつては、6 月に 1 回
_____)以上行うこと。

(2)～(4) 略

3 略

(小規模事業所)

第 14 条 条例第 21 条の 2 の規則で定める小規模な事業所は、次の各号のいずれかに該当する事業所とする。

(1) 特定施設を設置している事業所のうち、法第 3 条第 1 項の規定による排水基準、条例第 11 条に規定する排水基準又は水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例(平成 17 年茨城県条例第 11 号)第 2 条に規定する排水基準が適用されないもの

(2) 茨城県生活環境の保全等に関する条例(平成 17 年茨城県条例第 9 号)第 35 条第 2 項に規定する排水特定施設(次号において「排水特定施設」という。)を設置している事業所のうち同条例第 36 条に規定する排水基準が適用されないもの又は指定施設を設置している事業所のうち条例第 11 条の 3 に規定する排水基準が適用されないもの

(3) 特定施設又は排水特定施設若しくは指定施設を設置しない事業所

(水質に関する基準)

第 15 条 条例第 21 条の 2 _____ の規則で定める水質に関する基準は、別表第 4 に掲げるとおりとする。

第 16 条～第 25 条 略

改正後

別表第2(第4条)
1～17 略
18 霞ヶ浦指定施設を設置する工場又は事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設

備考
この表において「霞ヶ浦指定施設を設置する工場又は事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設」とは、霞ヶ浦指定施設を設置する複数の工場又は事業場から排出される水の共同処理施設及び霞ヶ浦指定施設を設置する工場又は事業場から排出される水を別の工場又は事業場において処理する場合の処理施設をいう。

別表第3(第5条)
(単位 1リットルにつきミリグラム)

区分		項目及び許容限度	窒素	りん
製造業	食料品製造業	20立方メートル未満	45	6
		20立方メートル以上50立方メートル未満	20	2
		50立方メートル以上500立方メートル未満	15	1.5
		500立方メートル以上	10	1
	金属製品製造業	20立方メートル未満	45	6
		20立方メートル以上50立方メートル未満	20	2
		50立方メートル以上500立方メートル未満	15	1
		500立方メートル以上	10	0.5
	上記以外の製造業	20立方メートル未満	45	6
		20立方メートル以上50立方メートル未満	12	1
		50立方メートル以上500立方メートル未満	10	0.5
		500立方メートル以上	8	0.5
その他の業種等	畜産農業	20立方メートル未満	45	6
		20立方メートル以上50立方メートル未満	25	3
		50立方メートル以上500立方メートル未満	15	2
		500立方メートル以上	10	1
	し尿浄化槽	20立方メートル未満	45	6
		20立方メートル以上	15	2
	上記以外の事業場	20立方メートル未満	45	6
		20立方メートル以上50立方メートル未満	20	3
		50立方メートル以上500立方メートル未満	15	2
		500立方メートル以上	10	1

備考
1 この表に掲げる数値は、最大値とする。ただし、し尿浄化槽にあつては、日間平均値とする。
2 この表の区分のうち、製造業及びその他の業種等の2区分に同時に属する工場又は事業場に係る排水については、この表に掲げる製造業に係る排水基準を適用する。
3 この表の製造業に係る区分のうち2以上の区分に属する工場又は事業場に係る排水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
4 この表のその他の業種等に係る区分のうち2以上の区分に属する工場又は事業場に係る排水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
5 別表第2第18号に掲げる霞ヶ浦指定施設を設置する工場又は事業場に係る排水については、当該工場又は事業場を当該工場又は事業場に汚水又は廃液を排出する工場又は事業場に属するものとみなして、この表に掲げる排水基準を適用する。この場合において、当該工場又は事業場につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、それらの排水基準のうち、最小の許容限度のものを適用する。
6 この表に掲げる排水基準は、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

現行

別表第2(第4条)
1～17 略
18 _____指定施設を設置する工場又は事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設

備考
この表において「_____指定施設を設置する工場又は事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設」とは、_____指定施設を設置する複数の工場又は事業場から排出される水の共同処理施設及び_____指定施設を設置する工場又は事業場から排出される水を別の工場又は事業場において処理する場合の処理施設をいう。

別表第3(第5条)
(単位 1リットルにつきミリグラム)

区分		項目及び許容限度	窒素	りん
製造業	食料品製造業	10立方メートル以上20立方メートル未満	45	6
		20立方メートル以上50立方メートル未満	20	2
		50立方メートル以上500立方メートル未満	15	1.5
		500立方メートル以上	10	1
	金属製品製造業	10立方メートル以上20立方メートル未満	45	6
		20立方メートル以上50立方メートル未満	20	2
		50立方メートル以上500立方メートル未満	15	1
		500立方メートル以上	10	0.5
	上記以外の製造業	10立方メートル以上20立方メートル未満	45	6
		20立方メートル以上50立方メートル未満	12	1
		50立方メートル以上500立方メートル未満	10	0.5
		500立方メートル以上	8	0.5
その他の業種等	畜産農業	10立方メートル以上20立方メートル未満	45	6
		20立方メートル以上50立方メートル未満	25	3
		50立方メートル以上500立方メートル未満	15	2
		500立方メートル以上	10	1
	し尿浄化槽	10立方メートル以上20立方メートル未満	45	6
		20立方メートル以上	15	2
	上記以外の事業場	10立方メートル以上20立方メートル未満	45	6
		20立方メートル以上50立方メートル未満	20	3
		50立方メートル以上500立方メートル未満	15	2
		500立方メートル以上	10	1

備考
1 この表に掲げる数値は、最大値とする。ただし、し尿浄化槽にあつては、日間平均値とする。
2 この表の区分のうち、製造業及びその他の業種等の2区分に同時に属する工場又は事業場に係る排水については、この表に掲げる製造業に係る排水基準を適用する。
3 この表の製造業に係る区分のうち2以上の区分に属する工場又は事業場に係る排水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
4 この表のその他の業種等に係る区分のうち2以上の区分に属する工場又は事業場に係る排水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
5 別表第2第18号に掲げる_____指定施設を設置する工場又は事業場に係る排水については、当該工場又は事業場を当該工場又は事業場に汚水又は廃液を排出する工場又は事業場に属するものとみなして、この表に掲げる排水基準を適用する。この場合において、当該工場又は事業場につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、それらの排水基準のうち、最小の許容限度のものを適用する。
6 この表に掲げる排水基準は、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

改正後

様式第1号の2(第6条第1項)

霞ヶ浦指定施設設置(使用)届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

届出者
 (氏名又は名称及び住所
 並びに法人にあつて
 は、その代表者の氏名)



茨城県霞ヶ浦水質保全条例第12条(第13条)の規定により、霞ヶ浦指定施設の設置(使用)について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		業 種	
工場又は事業場の所在地		※ 整 理 番 号	
△ 霞ヶ浦指定施設の種別		※ 受 理 年 月 日	年 月 日
△ 霞ヶ浦指定施設の構造	別紙のとおり	※ 施 設 番 号	
△ 霞ヶ浦指定施設の使用の方法	別紙のとおり	※ 審 査 結 果	
△ 汚水等の処理の方法	別紙のとおり	※ 備 考 ・排水量 m ³ /日 ・排水基準(新設・既設) 窒素 mg/l りん mg/l	
△ 排出水の汚染状態及び量	別紙のとおり		
△ 用途別排水量	別紙のとおり		
△ 用水及び排水の系統	別紙のとおり		

- 備考 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り図面、表等を利用すること。
 2 ※印の欄には、記載しないこと。
 3 霞ヶ浦指定施設の種類の欄には、茨城県霞ヶ浦水質保全条例施行規則別表第2に掲げる項番号及び名称を記入すること。

現行

様式第1号の2(第6条第1項)

指定施設設置(使用)届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

届出者
 (氏名又は名称及び住所
 並びに法人にあつて
 は、その代表者の氏名)



茨城県霞ヶ浦水質保全条例第12条(第13条)の規定により、指定施設の設置(使用)について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		業 種	
工場又は事業場の所在地		※ 整 理 番 号	
△ 指定施設の種別		※ 受 理 年 月 日	年 月 日
△ 指定施設の構造	別紙のとおり	※ 施 設 番 号	
△ 指定施設の使用の方法	別紙のとおり	※ 審 査 結 果	
△ 汚水等の処理の方法	別紙のとおり	※ 備 考 ・排水量 m ³ /日 ・排水基準(新設・既設) 窒素 mg/l りん mg/l	
△ 排出水の汚染状態及び量	別紙のとおり		
△ 用途別排水量	別紙のとおり		
△ 用水及び排水の系統	別紙のとおり		

- 備考 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り図面、表等を利用すること。
 2 ※印の欄には、記載しないこと。
 3 指定施設の種類の欄には、茨城県霞ヶ浦水質保全条例施行規則別表第2に掲げる項番号及び名称を記入すること。

改正後

現行

様式第2号(第7条)

霞ヶ浦指定施設の構造等変更届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

届 出 者

〔氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつて
は、その代表者の氏名〕



茨城県霞ヶ浦水質保全条例第14条の規定により、霞ヶ浦指定施設の構造等の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		業 種	
工場又は事業場の所在地		※ 整 理 番 号	
霞ヶ浦指定施設の種類		※ 受 理 年 月 日	年 月 日
△ 霞ヶ浦指定施設の構造	別紙のとおり	※ 施 設 番 号	
△ 霞ヶ浦指定施設の使用の方法	別紙のとおり	※ 審 査 結 果	
△ 汚水等の処理の方法	別紙のとおり	※ 備 考 ・排水量 m ³ /日 ・排水基準(新設・既設) 窒素 mg/l りん mg/l	
△ 排水の汚染状態及び量	別紙のとおり		
△ 用途別排水量	別紙のとおり		
△ 用水及び排水の系統	別紙のとおり		

- 備考 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り図面、表等を利用すること。
 2 ※印の欄には記載しないこと。
 3 霞ヶ浦指定施設の種類の欄には、茨城県霞ヶ浦水質保全条例施行規則別表第2に掲げる項番号及び名称を記入すること。

様式第2号(第7条)

指定施設の構造等変更届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

届 出 者

〔氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつて
は、その代表者の氏名〕



茨城県霞ヶ浦水質保全条例第14条の規定により、指定施設の構造等の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		業 種	
工場又は事業場の所在地		※ 整 理 番 号	
指定施設の種類の種類		※ 受 理 年 月 日	年 月 日
△ 指定施設の構造	別紙のとおり	※ 施 設 番 号	
△ 指定施設の使用の方法	別紙のとおり	※ 審 査 結 果	
△ 汚水等の処理の方法	別紙のとおり	※ 備 考 ・排水量 m ³ /日 ・排水基準(新設・既設) 窒素 mg/l りん mg/l	
△ 排水の汚染状態及び量	別紙のとおり		
△ 用途別排水量	別紙のとおり		
△ 用水及び排水の系統	別紙のとおり		

- 備考 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り図面、表等を利用すること。
 2 ※印の欄には記載しないこと。
 3 指定施設の種類の欄には、茨城県霞ヶ浦水質保全条例施行規則別表第2に掲げる項番号及び名称を記入すること。

改正後

現行

様式第3号(第8条)

様式第3号(第8条)

受 理 書

受 理 書

第 号
年 月 日

第 号
年 月 日

殿

殿

茨城県知事 印

茨城県知事 印

年 月 日次の届出書を受理しました。

年 月 日次の届出書を受理しました。

届 出 の 根 拠	茨城県霞ヶ浦水質保全条例第12条(第14条)
届 出 の 内 容	霞ヶ浦指定施設の設置(霞ヶ浦指定施設の構造等の変更)
届出に係る霞ヶ浦 指定施設の種類	

届 出 の 根 拠	茨城県霞ヶ浦水質保全条例第12条(第14条)
届 出 の 内 容	指定施設の設置(指定施設の構造等の変更)
届出に係る指定 施設の 種類	

改正後

現行

様式第5号(第9条)

様式第5号(第9条)

霞ヶ浦指定施設使用廃止届出書

指定施設使用廃止届出書

年 月 日

年 月 日

茨城県知事 殿

茨城県知事 殿

届 出 者

届 出 者

〔氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつて
は、その代表者の氏名〕

〔氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつて
は、その代表者の氏名〕



霞ヶ浦指定施設の使用を廃止したので、茨城県霞ヶ浦水質保全条例第17条の規定により、次のとおり届け出ます。

指定施設の使用を廃止したので、茨城県霞ヶ浦水質保全条例第17条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地		※ 受 理 年 月 日	年 月 日
霞ヶ浦指定施設の種類		※ 施 設 番 号	
霞ヶ浦指定施設の設置場所		※ 備 考	
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

工場又は事業場の名称		※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地		※ 受 理 年 月 日	年 月 日
指定施設の種類		※ 施 設 番 号	
指定施設の設置場所		※ 備 考	
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 霞ヶ浦指定施設の種類欄には茨城県霞ヶ浦水質保全条例施行規則別表第2に掲げる項番号及び名称を記入すること。

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 指定施設の種類欄には茨城県霞ヶ浦水質保全条例施行規則別表第2に掲げる項番号及び名称を記入すること。

改正後

現行

様式第6号(第10条)

様式第6号(第10条)

承 継 届 出 書

承 継 届 出 書

年 月 日

年 月 日

茨城県知事 殿

茨城県知事 殿

届 出 者

届 出 者

〔氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつて
は、その代表者の氏名〕

〔氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつて
は、その代表者の氏名〕

印

印

霞ヶ浦指定施設に係る届出者の地位を承継したので、茨城県霞ヶ浦水質保全条例第18条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

指定施設に係る届出者の地位を承継したので、茨城県霞ヶ浦水質保全条例第18条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 受 理 番 号	
工場又は事業場の所在地		※ 受 理 年 月 日	年 月 日
霞ヶ浦指定施設の種類		※ 施 設 番 号	
霞ヶ浦指定施設の設置場所		※ 備 考	
承 継 の 年 月 日		年 月 日	
被 承 継 者	氏 名 又 は 名 称		
	住 所		
承 継 の 原 因			

工場又は事業場の名称		※ 受 理 番 号	
工場又は事業場の所在地		※ 受 理 年 月 日	年 月 日
指 定 施 設 の 種 類		※ 施 設 番 号	
指定施設の設置場所		※ 備 考	
承 継 の 年 月 日		年 月 日	
被 承 継 者	氏 名 又 は 名 称		
	住 所		
承 継 の 原 因			

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 2 霞ヶ浦指定施設の種類の欄には、茨城県霞ヶ浦水質保全条例施行規則別表第2に掲げる項番号及び名称を記入すること。

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 2 指定施設の種類の欄には、茨城県霞ヶ浦水質保全条例施行規則別表第2に掲げる項番号及び名称を記入すること。

改正後

様式第9号(第24条)

(表)

9.2センチメートル		
写 真 縦 3cm 横 2cm	職名及び氏名	6.1 センチメートル
茨城県	年 月 日生	
年 月 日発行	茨城県知事 氏	名 印

(裏)

茨城県霞ヶ浦水質保全条例(抜粋)

(報告及び立入検査)

第32条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、工場若しくは事業場を設置する者、生活排水を排出する者、販売業者等、農業を営む者、畜産業を営む者若しくは魚類の養殖を業とする者から報告を徴し、又はその職員に、これらの者の工場、事業場、店舗、営業所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、帳簿、書類若しくは施設その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(8) 第32条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

現行

様式第9号(第24条)

(表)

9.2センチメートル		
写 真 縦 3cm 横 2cm	職名及び氏名	6.1 センチメートル
茨城県	年 月 日生	
年 月 日発行	茨城県知事 氏	名 印

(裏)

茨城県霞ヶ浦水質保全条例(抜すい)

(報告及び立入検査)

第32条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、工場若しくは事業場を設置する者、生活排水を排出する者、販売業者等、農業を営む者、畜産業を営む者若しくは魚類の養殖を業とする者から報告を徴し、又はその職員に、これらの者の工場、事業場、店舗、営業所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、帳簿、書類若しくは施設その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第37条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(5) 第32条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者